

## 一人称



少し前までは息子は自分のことを「おれ」と言っていました。たぶん幼稚園のお友達の影響です。

その後、息子にノンタンのアニメをみせていたところ、ノンタンが「ぼく」と言っているのを真似して、息子も「ぼく」と言うようになりました。親バカで申し訳ありませんが、その言い方がとてもかわいいのです。不良がちょっと更生したようなかんじなのです。

ちなみに私は、ふだんは「私」、「俺」、「僕」を適当に使っていますが、仕事で書面を作成するときには「当職」を使っています。同業者が皆使用しているので私も真似をしているのですが、10年以上経った今でも違和感があります。

## インフルエンザ（実践編）

前回、私はインフルエンザにかかったことがない旨お伝えしていましたが、その後、息子からもらってしまいました。

事務局に指示をして裁判所に連絡してもらったところ、裁判期日は無事に延期となりました。

念のため病院から交付された検査結果や領収書を準備していましたが、特になにも要求されなかったことを報告いたします。

## 配偶者の不貞相手に対する慰謝料請求

配偶者の不貞相手に離婚に伴う慰謝料請求ができるかどうかという争点について、最高裁が判断をしました。

結論としては、「原則としてできない」ということとなります。

ですが、請求ができないのは離婚に伴う慰謝料です。不貞行為を理由とする慰謝料まで請求できないというわけではありません。

一番の違いは時効の起算点です。不貞行為の慰謝料請求は民法709条、710条に基づく請求なので、「損害かつ加害者を知ったときから3年」で時効となります。

たとえば、不貞相手をつきとめてから、慰謝料請求をしないまま4年後に離婚に至った。その1年後に不貞相手に慰謝料を請求したというケースでは、離婚からは1年後ですが、不貞相手をつきとめてからは5年が経過しているため、不貞相手との関係では慰謝料請求権は時効にかかり請求できないこととなります。

## 取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太郎

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

## 弁護士紹介

大関 太郎

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設